

沖縄本島中南部都市圏都市交通戦略検討業務（R8） 仕様書

1. 委託業務名

沖縄本島中南部都市圏都市交通戦略検討業務（R8）

2. 履行期間

契約の日から令和9年3月31日までとする。

3. 業務目的

沖縄県では、本島中南部都市圏（以下「本都市圏」という。）において、これまで3回のパーソントリップ調査（以下「PT調査」という。）を実施し、時代に応じた都市交通施策を推進してきた。

一方、鉄軌道のような利便性の高い公共交通機関がないことで、極めて高い自動車依存型社会が形成されたことにより、依然として交通渋滞が慢性化していることに鑑み、第4回目となるPT調査を令和4年度から実施し、令和8年5月に沖縄本島中南部都市圏都市交通マスタープラン（以下「都市交通MP」という。）を策定した。

令和8年度は、都市交通MPの基本方針である「交通から変える！沖縄のまちと暮らし」の実現に向け、都市・道路・交通の分野が戦略的に連携し、本都市圏を包括した総合交通戦略の具体化に向けた施策等を検討するものである。

4. 業務実施

本業務は、仕様書のほか沖縄県土木建築部制定の「土木設計業務等共通仕様書」、「測量業務等共通仕様書」、「地質・土質調査業務共通仕様書」（以下、共通仕様書）、契約書、質問回答書及び関係参考図書に基づき実施しなければならない。なお、共通仕様書は最新版を用いること。

5. 業務内容

令和8年5月に策定された都市交通MPにおいては、コンパクト＋ネットワークによる多角連携・軸上都市構造への転換を目指しており、都市拠点や地域拠点への機能の集約や、それらの拠点間を結ぶ「幹・枝・葉のシームレスが公共交通」の階層化と効率化を図ることとしている。

そのうち、本業務においては、本都市圏を包括する総合的な交通戦略を念頭に、「幹線軸の整備」と「拠点の整備」の2つのテーマについて提案を求めるものである。

5.1 幹線軸と拠点に関する現状分析・課題の抽出

(1) 「幹線軸の整備」と「拠点の整備」に関する現状分析

都市交通MPの記載内容や関連する上位計画等を踏まえ、「幹線軸の整備」と「拠点の整備」に関する現状分析を行う。分析に際しては、PT調査データ等の既存の統計データの

活用を想定する。

なお、重点的に検討する方面および拠点については、落札予定者選定後、提案内容をもとに発注者と協議のうえ決定する。

※基幹軸と拠点については、都市交通MP（P 69：将来公共交通ネットワーク計画（2045年））を参照。

【<https://www.pref.okinawa.lg.jp/machizukuri/dorokotsu/1012558/1012583/1039935.html>】

（2）課題の抽出

（1）で実施した分析を踏まえ、課題を抽出する。

なお、課題の抽出は、落札予定者選定後、提案内容をもとに発注者と協議のうえ決定する。

5.2 求められる機能の検討

前項の「幹線軸の整備」と「拠点の整備」に関する現状分析・課題の抽出を踏まえ、「幹の交通」・「枝の交通」・「葉の交通」それぞれの役割に応じた求められる機能を検討する。

求められる機能の検討にあたっては、都市交通MPの記載内容や関連する上位計画等を踏まえ、具体の方面に適した内容とする。

※「幹の交通」・「枝の交通」・「葉の交通」については、都市交通MP（P 55：「幹・枝・葉」のシームレスな接続による公共交通ネットワークの階層化と効率化）を参照。

【<https://www.pref.okinawa.lg.jp/machizukuri/dorokotsu/1012558/1012583/1039935.html>】

5.3 協議会の運営補助

上記を協議する協議会（委員会・幹事会・作業部会）の開催にあたり、資料作成及び意見対応、議事録作成を行う。また、出席委員への謝金や旅費の支払い等を行う。

協議会の開催回数は、各1回を想定し、会場は沖縄県庁を基本とし発注者との協議により決定する。

※協議会については、令和4年に開催した沖縄本島中南部都市圏総合都市交通協議会と同規模相当（都市交通MP（P 97）を参照。）

【<https://www.pref.okinawa.lg.jp/machizukuri/dorokotsu/1012558/1012583/1039935.html>】

5.4 分析補助

沖縄県土木建築部都市モノレール課にて過年度に実施した「都市交通調査プラットフォーム」に掲載するための集計結果について、内容を精査しフォーマット等を整える。

5.5 報告書作成

業務の状況について、発注者と調整のうえ報告書として取りまとめること。

5.6 打ち合わせ協議

業務の円滑な遂行のために、業務着手時・業務完了時及び主要な区切りにおいて、打ち合わせ協議を行うものとする。協議は原則オンラインで5回程度行うこととし、第1回及び業務完了時は、管理技術者が同席するものとする。

なお、オンラインの仕様については協議のうえ決定する。

6. 成果品の提出

本業務の成果品は以下を提出するものとする。

- ・ 業務報告書：2部
- ・ 業務報告書概要版：5部
- ・ 上記の電子データ：1式
- ・ その他担当職員が指示するもの：必要部数

7. 業務遂行における手続き

本業務の実施にあたり、関係官公署等に対する必要な諸手続きのうち、発注者の行うべき手続き以外は、受注者の費用及び責任において処理しなければならない。

8. 管理技術者及び照査技術者の届け出

- (1) 受注者は、契約書の規定に基づき、管理技術者及び照査技術者を選任するとともに、着手とあわせて発注者に届け出なければならない。なお、管理技術者は、照査技術者と兼任はできないものとする。
- (2) 受注者は、本業務の契約締結時において、直接的な雇用関係があるものを管理技術者として選任することとし、雇用関係を証明する資料（健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者証の写し等、公的なもの）を、契約時に発注者に提示するものとする。
- (3) 管理技術者は、本業務の技術上の管理を行うものとし、下記いずれかの資格を有する者とする。
 - ・ 技術士（総合技術監理部門：建設（道路又は都市及び地方計画））の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
 - ・ 技術士（建設部門（道路又は都市及び地方計画））で平成12年度以前に試験に合格し、技術士法による登録を行っている者。
 - ・ 技術士（建設部門（道路又は都市及び地方計画））で平成13年度以降に試験に合格し、技術士法による登録を行っている場合には、7年以上の実務経験

を有し、かつ本業務に該当する部門（技術士制度における技術部門で建設部門（道路又は都市及び地方計画））に４年以上従事している者。

・RCCM（道路又は都市計画及び地方計画部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

(4) 発注者は、本業務の実施にあたり管理技術者の対応が不適當であると認めた場合は、受発注者協議の上、変更できるものとする。

(5) 照査技術者は、本業務の成果物等の内容について技術上の照査を行うものとし、上記管理技術者の資格要件と同じ要件とする。

(6) 照査技術者は、照査報告書及び各種検討書等の必要に応じた資料を作成し、発注者に照査状況を報告するものとする。

(7) 管理技術者と合わせて、管理補助技術者を配置する場合、上記管理技術者の資格要件と同じ要件とする。

(8) 管理補助技術者を配置した場合は、担当技術者として業務に配置し、テクリスへ登録するものとする。

(9) 管理補助技術者を配置した場合は、業務打ち合せ時に管理技術者と同席するものとする。

(10) 管理補助技術者を配置した場合は、業務計画書に若手育成計画について記載するものとする。

9. 業務計画・打ち合わせ協議

(1) 受注者は、計画的な業務遂行及び成果物の品質保持のため、本業務の実施にあたり、契約締結後速やかに業務計画書を作成し、発注者の承認を受けなければならない。

(2) 受注者は、業務計画書に節目ごとの作業手法や貸与物一覧の記載、業務実施体制を明記するとともに、照査時期を明記した実施工程表を作成するものとする。

(3) 受注者は、本業務の実施にあたり、調査職員と密に打合せ等を行うこととし、打合せ等を行ったときは、その都度打合せ簿を提出し、承認を受けるものとする。

10. 進捗状況の報告

受注者は、発注者に作業内容及び進捗状況について随時報告することとし、発注者は必要に応じて作業内容及び進捗状況等について受注者に関係資料の提出を求めることができるものとする。

11. 情報セキュリティシステムの構築及び維持管理体制

受注者は、本業務の実施にあたり、個人情報の取扱いに十分留意するとともに、発注者の情報資産の安全性を確保するために必要な義務と責任を果たすため、適切な情報セキュリティ管理システムの構築及びその維持管理体制を確立し、発注者に報告するものとする。

12. 訂正・補正箇所の修正

受注者は、本業務完了後に受注者の過失または粗漏に起因する成果物の不良箇所が発見された場合は、必要と認める訂正、補正及びその他必要な作業を受注者の負担において実施しなければならない。

13. 業務カルテの作成及び登録

受注者は、契約時等において、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、調査職員に確認を受けたうえ、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

14. 疑義

本仕様書に記載されていない事項及び仕様書等に疑義が生じた場合は、その都度協議し、調査員の支持を受けなければならない。

15. 成果物等の帰属及び管理

- (1) 成果物及びその他資料は、すべて発注者に帰属するとともに発注者が管理するものとし、受注者が成果物等を公表又は利用しようとする場合は、発注者の承諾を得なければならない。

- (2) 照査技術者は、成果物の提出前にその成果を充分照査するとともに、発注者に照査した結果を書面で報告しなければならない。

16. 再委託の制限等

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

<契約の主たる部分>

- ・ 契約金額の 50 %を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負させることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負させることはできない。

(3) 再委託の範囲

契約の一部を第三者に委任し、又は請負せようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負せるときは、この限りでない。

<その他、簡易な業務>

- ・ 資料の収集・整理
- ・ 複写・印刷・製本
- ・ その他単純作業的な業務であって容易かつ簡易なもの

17. 他業務との連携

本業務の実施においては、沖縄県が契約及び発注を予定している「次世代交通ビジョンおきなわ策定委託業務（R8）」、「TDM施策推進業務（R8）」、「（仮称）圏域別市町村連携交通会議運営支援業務」と相互に連携し、業務を遂行すること。